

# ライフステージに応じた医療的ケア児への支援



相談・手帳の  
取得等

0歳

1歳

就学

16歳

18歳

★ 地区担当保健師による相談 (P2)

★ 乳幼児経過観察健診・心理相談 (P2)

★ 育児相談 (P2)

♣ 手帳の取得 (P4)

♣ 障害児相談支援 (P4)

♥ 保育施設入園(P3)

♥ 居宅訪問型保育(P3)

♥ 幼稚園入園(P3)

♥ 就学相談 (P3)

♥ 学童クラブ(P3)

♥ 特別支援教育・特別支援学校 (P3)

♣ 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援(P4)

♣ 放課後等デイサービス(P4)

通園・通学・  
生活の支援等

♣ 重症心身障害児(者)等介護者支援事業、短期入所 (P4)

♣ 移動支援事業、ヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、補装具費の支給 (P4~5)

★ 歯科相談等事業 (P2)

★ 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都制度) (P2)

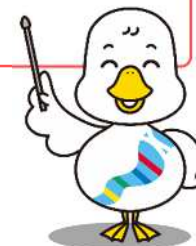
★ 平日夜間救急こどもクリニック (P2)

✿ 助成・手当等

P6: 特別児童扶養手当、児童育成手当(障害)、子ども医療費助成、自立支援医療(育成医療)、小児精神障害の医療費女性

P7: 未熟児養育医療費の助成、小児慢性特定疾病医療費助成(国制度)、心身障害者福祉手当(区制度)、障害児福祉手当(国制度)、重度心身障害者手当

令和8年6月~相談窓口 スタート!  
医療的ケア児等コーディネーターが皆さんのご相談に  
対応します。お気軽にご連絡ください!  
詳しくは、P5をご覧ください。



各事業の詳細は事業欄に記載の区 HP にてご確認もしくは問合せ先へお尋ねください。二次元バーコードは区 HP へリンクしています。

★ 医療・保健に関する相談等 ★

**地区担当保健師による相談**

お子さんの育児・療養等について、地区担当の保健師が相談をお受けします。

問合せ先 健康推進課地域保健担当 3622-9152

**乳幼児経過観察健診・心理相談**

年齢に合わせた身体面、精神面の発育・発達のご心配について小児専門医または心理相談員に相談することができます。(予約制)

問合せ先 健康推進課地域保健担当 3622-9152



**育児相談**

乳幼児を対象に、すみだ保健子育て総合センターにおいて身体測定や育児、離乳食、歯科の相談などを、保健師・栄養士・歯科衛生士などがお受けします。

(月1回程度・予約制(専用フォームから予約))

問合せ先 健康推進課地域保健担当 3622-9152



**歯科相談等事業**

心身に障害のある方を対象として、すみだ保健子育て総合センター内「ひかり歯科相談室」において、歯科健診・相談、歯みがき指導、予防処置等を行っています。(予約制)

問合せ先 健康推進課地域保健担当 5608-1462



**在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都制度)**

在宅で生活をする重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の方に、看護師が訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

問合せ先 健康推進課地域保健担当 3622-9152

**すみだ平日夜間救急こどもクリニック**

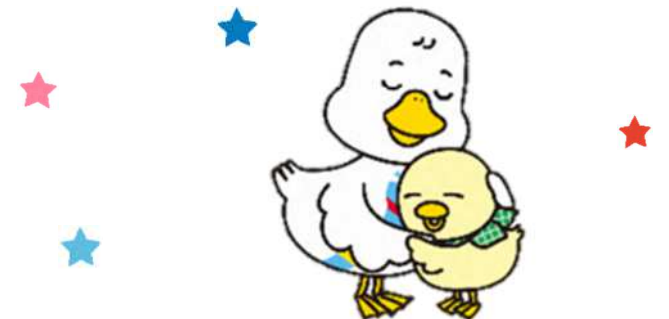
一般の医療機関などが閉まった平日の夜間に、小児科の救急診療を行っています。

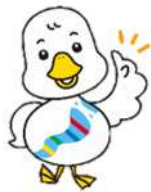
墨田区横網二丁目1番11号 同愛記念病院 診療棟1階 小児科外来  
月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間: 午後7時から午後9時45分まで

問合せ先

平日夜間救急こどもクリニック 3625-1231(直通)  
保健計画課保健計画担当 5608-6189





## 教育・保育に関する相談等



### 保育施設入園

保育の必要性があり集団保育が可能な、心身に障害があるお子さんや個別に配慮が必要なお子さんの入園については、入園係にご相談ください。

問合せ先 子ども施設課 入園係 ( 5608-6152・6712 )

### 居宅訪問型保育

保育の必要性があり、医療的ケアが必要な疾病等のため、集団保育が困難なお子さんを対象に、保育者が自宅で1対1の保育を行います。利用を希望する場合は事前に運営事業者連絡し、面接を行ってください（運営事業者への連絡後、入園係に連絡となります）。

問合せ先

運営事業者：認定 NPO 法人フローレンス ( 6811-0907 )

( 事業名：障害児訪問保育アニー )

子ども施設課 入園係 ( 5608-6152・6712 )



### 幼稚園入園

区立幼稚園では、心身に障害のあるお子さんの入園について、就園指導委員会にて検討し、介助補助員の配置を行うなどの配慮を行っています。

問合せ先 学務課事務担当 5608-6303



### 就学相談

お子さんの障害や発達に心配がある等、就学に不安を感じている方の相談を受け付け、お子さんの発達の状態等に応じた教育を行っていくための学びの場の提案をしています。

問合せ先 教育センター管理係 3622-1128



### 学童クラブ

保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図るものです。家庭との連携を図りつつ、必要な支援を行います。

問合せ先 地域子育て課地域子育て担当 5608-6195



### 特別支援教育・特別支援学校

区では障害のあるお子さんや学校生活に支援を必要としているお子さんのために、いくつかの学びの場を設けお子さんの特性に応じた特別支援教育を行っています。また、比較的障害の重いお子さんには都立特別支援学校で、お子さんの障害や特性に合わせた教育を行っています。

問合せ先 学務課事務担当 5608-6303





## 障害福祉に関する相談等



### 手帳の取得

- ・身体障害者手帳の申請及び愛の手帳（療育手帳）の相談について

**問合せ先** 障害者福祉課障害者相談係

身体障害のある方 5608-6165

知的障害のある方 5608-1304



- ・精神障害者保健福祉手帳の申請について

**問合せ先** 健康推進課地域保健担当 3622-9130

### 障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

**問合せ先** 障害者福祉課事業者係 5608-6578

障害者福祉課障害者相談係 5608-6165

5608-1304

### 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

心身に障害または発達の遅れがある主に未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。ご利用には「通所受給者証」が必要となります。申請方法・事業所一覧は区 HP へ。

**問合せ先** 障害者福祉課事業者係 5608-6578



### 放課後等デイサービス

心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。申請方法・事業所一覧は区 HP へ。

**問合せ先** 障害者福祉課事業者係 5608-6578



### 重症心身障害児（者）等介護者支援事業

日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている重症心身障害児（者）等の家庭及び通学する特別支援学校に看護師及び準看護師を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等の支援を図ります。（対象要件有、世帯の所得に応じて自己負担有）

**問合せ先** 障害者福祉課障害者相談係 5608-6165



### 短期入所

居宅において介護を受けることが一時的に困難になった心身障害者（児）が施設に短期入所し、必要な援助を受けることができます。

**問合せ先** 障害者福祉課障害者相談係 5608-6165

健康推進課地域保健担当 3622-9152



### ヘルパーの派遣

日常生活において心身に障害のある方が介護や援助、介助等を必要とする場合、ヘルパーを派遣します。

**問合せ先**

障害者福祉課障害者相談係 5608-6165

健康推進課地域保健担当 3622-9152





## 障害福祉に関する相談等



### 移動支援事業

自宅等で生活する障害のある方（お子さま）で外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人（ヘルパー）を派遣します。（未就学児童の利用は保護者同伴に限ります。）

#### 問合せ先

- ・身体障害者手帳をお持ちの方  
障害者福祉課障害者相談係 5608-6165
- ・愛の手帳・療育手帳をお持ちの方  
障害者福祉課障害者相談係 5608-1304
- ・手帳をお持ちでない特別支援学校・学級等に通う児童の方  
障害者福祉課事業者係 5608-6164
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・発達障害のある方  
健康推進課地域保健担当 3622-9152



### 日常生活用具の給付

在宅での日常生活を容易にするため、対象の用具を給付します。原則1割の自己負担があります。所得により支給対象外の場合があります。必ず購入前にご相談ください。

#### 問合せ先

- ・身体障害者手帳をお持ちの方  
障害者福祉課障害者相談係 5608-6165
- ・精神障害のある方及び難病の方  
健康推進課地域保健担当 3622-9130



### 補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方・難病患者等の方を対象に、日常生活または就学・就労の安定と能力向上ため、申請により補装具購入（修理・借受け）費を支給します。

原則1割の自己負担があります。所得により支給対象外の場合があります。申請前の購入等は対象外となるため、必ず事前にご相談ください。

#### 問合せ先

- ・身体障害者手帳をお持ちの方  
障害者福祉課障害者相談係 5608-6165
- ・難病等の方  
健康推進課地域保健担当 3622-9130



### 障害福祉に関する相談等

医療的ケア児等コーディネーターが、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児及びその家族等に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等をつなぎます。

障害者の総合相談窓口「墨田区障害者基幹相談支援センター」で、「医療的ケア児等コーディネーターに相談」とお伝えください。相談内容をお聞きし、返信、面接、訪問等をさせていただきます。

#### 問合せ先

- 障害者福祉課基幹相談支援センター 5608-1596
- FAX：5608-6423
- メール：kikansoudan@city.sumida.lg.jp





## 助成・手当に関する相談等



### 特別児童扶養手当

20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に支給します。

「身体障害者手帳」1～3度程度（下肢障害については4級の一部を含む）

「愛の手帳」1～3度程度

精神障害（自閉スペクトラム症等）のため、日常生活に著しい制限を受けている。

複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。

1級：58,450円 2級：38,930円

問合せ先 子育て支援課児童手当・医療費助成係

5608-6160



### 児童育成手当（障害）

20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に、児童一人につき、月15,500円支給します。

「愛の手帳」1～3度程度

「身体障害者手帳」1～2度程度

脳性マヒ、進行性筋萎縮症

問合せ先 子育て支援課児童手当・医療費助成係 5608-6376



### 子ども医療費助成

区内在住で国民健康保険や社会保険に加入している高校生年齢相当までの児童を対象に、医療費のうち、保険診療の自己負担分（入院時の食事療養費等は除く）を助成します。

問合せ先

子育て支援課児童手当・医療費助成係 5608-1439



### 自立支援医療（育成医療）

18歳未満で身体に障害のある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方に対し、対象の障害の治療にかかる医療費（入院時の食事療養費等を除く）のうち、保険診療の自己負担分の一部を支給します。

問合せ先

健康推進課地域保健担当 3622-9130



### 小児精神障害の医療費助成

18歳未満の児童で、精神障害のため入院治療が必要な方に対し、対象の入院治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。（入院時食事療養費等は助成の対象外です。）

問合せ先

健康推進課地域保健担当 3622-9130





### 未熟児養育医療費の助成

出生時の体重が2,000グラム以下などの未熟児のお子さん（入院して養育を受ける必要があると医師が認めた場合）に対し、指定した医療機関で医療費の給付（医療費助成）をします。

#### 問合せ先

健康推進課地域保健担当 3622-9130



### 小児慢性特定疾病医療費助成（国制度）

悪性腫瘍、慢性腎疾患、慢性心疾患、膠原病、内分泌疾患などの慢性疾患にかかっている18歳未満の方へ、医療費の助成をします。（日常生活用具の給付もあります）

#### 問合せ先

健康推進課地域保健担当 3622-9130



### 心身障害者福祉手当（区制度）

以下いずれかに該当する方に月額15,500円または7,750円の手当を支給します。

身体障害者手帳1～3級を所持している

愛の手帳を所持している

特定医療費（指定難病）等の受給者証を所持している

脳性麻痺または進行性筋萎縮症と診断されている

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している

（児童育成手当（障害手当）の対象の方は対象外となります。）

#### 問合せ先

障害者福祉課障害者給付係 5608-6163



### 障害児福祉手当（国制度）

身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。（3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあります。）

#### 問合せ先

障害者福祉課障害者給付係 5608-6163



### 重度心身障害者手当（都制度）

重度の知的障害であって、重度の身体障害を重複して有する方等、常時複雑な介護を必要とする方に手当を支給します。（3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあります。）

#### 問合せ先

障害者福祉課障害者給付係 5608-6163

